

契約番号 2026033526-40

工 事 名 西ふれあいセンターNo.1,2 号機エレベーター改修工事

質問 1

本工事において、工場製作のみが行われている期間に配置する監理技術者又は監理技術者補佐は、必ずしも専任を要しないとされていますが、この期間は主任技術者の配置でも良いのでしょうか？

回答 1

公告文Ⅳ「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」8 その他 ①について、配置予定技術者は、公告文Ⅳ「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」7 配置予定技術者の要件を満たす方を配置してください。

質問 2

現場施工に係る監理技術者等が開札日時において他の工事に従事中の場合、その従事中の工事に係る工期の終期が令和 9 年 5 月 31 日以前であれば配置予定技術者としてとることができると思いますが、この従事中の工事について、岡山市発注の非専任の工事は 3 件までというルールは適用されますでしょうか？

(例：A という監理技術者が岡山市発注の非専任の工事で 3 件兼務している場合、本工事の配置予定技術者とすることは可能でしょうか？)

回答 2

公告文Ⅳ「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」8 その他 ②について、本工事の現場着手は令和 9 年 6 月以降を予定しています。

そのため、工場製作と現場施工で異なる監理技術者等を配置する場合で、現場施工に係る監理技術者等が開札日時において他の工事に従事中のときは、従事中の工事に係る工期の終期が、令和 9 年 5 月 31 日以前である場合に限り、岡山市発注の非専任の工事を 3 件まで兼務して構いません。

また、工場製作と現場施工で同一の監理技術者等を配置する場合で、当該監理技術者等が開札日時において他の工事に従事中のときは、従事中の工事が監理技術者等の専任が必要とされない工事であり、かつ当該工事の工期の終期が令和 9 年 5 月 31 日以前である場合に限り、本工事を含めて岡山市発注の非専任の工事を 3 件まで兼務できます。
(岡山市発注の非専任の工事を既に 3 件兼務している場合、本工事で 4 件目となるため、配置できません。)